

## 「交通事故多発警報」を発令中！



阿久比町では、尊い町民の命を交通事故から守るため、「**交通事故多発警報**」を発令しました。これ以上の交通事故を発生させないために、町民の皆さん一人一人が、家庭・地域・職場などで交通安全意識を高め、「交通ルールの遵（じゅん）守」と「思いやりのある交通行動」で、交通事故の防止に努めましょう！

■ 問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111 (内277)

## プレミアム商品券利用実態に関するアンケートにご協力ください

8月に販売した「阿久比町新庁舎建設記念プレミアム商品券」と一緒にお渡ししたアンケート調査にご協力をお願いします。同封の返信用封筒で返送ください。（切手は不要です。）

新庁舎建設記念プレミアム商品券の有効期限は平成28年1月31日までです。期限を過ぎたものは無効になりますので、お早めにご利用ください。

■ 問い合わせ先

（アンケートについて）

政策協働課 ☎(48)1111 (内204)

（プレミアム商品券の利用について）

産業観光課 ☎(48)1111 (内234・369)



## 臨時福祉給付金の申請はお済みですか

**申請期限は12月4日**

平成27年1月1日時点で阿久比町にお住まいの方で、平成27年度分の住民税が課税されていない方（ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方、生活保護を受けている方は除きます。）を対象に臨時福祉給付金を1回限りで支給しています。

まだ申請をしていない方は、12月4日（金）までに手続きをしてください。

■ 支給額

一人につき6,000円

■ 申請期限

12月4日（金）（土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分までにお越しください。）

※ 郵送の場合は、消印の日付を申請日とします。

■ 提出書類

▽必要事項を記入し、押印した申請書

▽本人確認書類（対象者全員分）

▽口座が確認できる書類（今年初めて申請する方、昨年申請したが口座を変更したい方のみ）

※ 提出書類に不足があると支給されないので、注意してください。

※ 代理人が申請手続きをする方、ご自身が該当するかわからない方は、一度お問い合わせください。

■ 申請・問い合わせ先

住民福祉課社会福祉係

☎(48)1111 (内306・346)